

上に立つ権威に従う

「良心的軍事費拒否の会」という会がある。自衛隊を擁して武器を保有することは現憲法に照して違法であるばかりでなく、平和主義に生きるキリスト信者として良心的にそれを許すことはできないとして、課せられた納税額の中から、国家予算に占める軍事費の割合だけの納入を拒否する、ということを主張する。現在「軍事税不払い確認訴訟」を起こし、係争中である。

私はこの会のことを「日本友和会」を通して知った。会長はオーノ・ミチオと言われるが、私は知らない。しかし、この訴訟の原告の中には、私も少しく個人的に存じあげている鈴木弼美先生（基督教独立学園高校長）や、中川晶輝氏（白十字ホーム園長）がおられる。お二人とも戦前から一貫して平和のために働いてこられたことは、周知のことである。なお友和会（Fellowship of Reconciliation = FOR）はキリスト教非戦平和主義の団体で、私は名前だけの会員だが、3年前中川医師のご紹介で入れていただいた。

こういうわけで、私は前々からこの会に関心を持っており、確定申告の時に自分も軍事費納入拒否をしようかと考えたことも一再ならずあった。というのも、私は自分のささやかな軍隊体験から、軍隊の復活だけはイヤだ、そういうことにだけはならないようにしたいと、常々考えており、それでもなお国軍建設ということになったら、少なくとも「良心的兵役拒否」の制度だけは作らなければならないと願っている。このCO (Conscientious Objectors) の制度にならった軍事費拒否に大いに共感せざるを得ないのである。ちなみに、私は自衛隊はれっきとした軍隊だと認識しているが、今は徴兵制ではないので兵役拒否のことは一応問題にならない。

それにもかかわらず、私には納税拒否をためらわせる一つのひっかかりがあった。いやいまもあるのである。それは、このような問題を考える時に誰もが考えるであろう、あのパウロの言葉である。

政府に従いなさい。それを立てたのは神だからです。神が権力を与えなかった政府はどこにもありません。ですから、国の法律に従うことを拒否する人は、神に従うことを拒否することになり、必ず罰せられます。なぜなら、官憲は正しいことをしている人々を脅かすことはなく、官憲をこわがるのは悪いことをしている人たちだからです。ですから、びくびくしたくないと思ったら、法律を守りなさい。そうすれば万事うまくいくでしょう。官憲はあなたを助けるために、神に遣わされているのです。しかし、もしあなたが何か間違ったことをしていたら、もちろんあなたは恐れるべきだし、神は官憲にあなたを罰せしめられるでしょう。官憲はそのためにこそ、神から遣わされているのです。ですから、次の二つの理由で法律には従いなさい。まず刑罰を受けることがないため、そして第二に、そうすべきことはあなたがよく知っているからです。

全く同じ理由で税金も払いなさい。官憲は神の仕事すなわちあなたがたに仕えるために、税金が必要なのです。誰に対しても払うべきものはすべて払いなさい。喜んで税金を払い、上の者に従い、尊敬すべき人には敬意を表しなさい。借金全部返しなさい。ただし他人に対して負っている愛の借金だけは別です。それだけは返しきるということをしなさんな。あなたが彼らを愛するならば、それは神の法律

に従っていることであり、神が求められることをすべて果たしていることになります。自分自身を愛するように隣り人を愛するならば、その人を傷つけたり、だましたり、殺したり、あるいはその人からものを盗るということなどを、するはずはないでしょう。その人の妻と悪しき関係をもったり、その人の物をほしがったり、その他十戒がしてはならないと戒めていることを、するはずがないでしょう。帰するところは、自分自身を愛するように隣り人を愛せよ、ということです。愛は誰に対しても悪意をもちません。だからこそ愛は神の求められるところを全く満たしうるのです。これがあなたがたが必要とする唯一つの法律です。（ローマ 13・1—10、The Living Bible の私訳）

実は昨年暮、軍事費拒否の運動に参加しておられるある尊敬する友人から、この問題について便りをいただき、「軍事費を納税者の税金の中から分担させられているという精神的苦痛を、武藤さんはどう処理されておられるのでしょうか」と問われた。平和が大切だと思い、軍備に反対し、非武装平和国家で行くのが良いと考え、従って税金の中から軍事費を負担させられることに反対であるひとりの人間にとって、これはなかなか深刻な、難しい問題である。しかし友情のしるしとしても、この運動に心動かされながらも参加しない、その理由の少なくとも一つとなっている、このパウロの言葉をよく読んでみなければならぬと思ったので、以下少しく申し述べてみることにする。なにぶん多くの議論のある、難しい箇所なので、私のような素人聖書読みには手に余るし、この問題について私の結論が出ているわけでもないの、述べるところがあいまいになるかも知れない。またこのパウロの言葉を挙げれば、当然次のような句、すなわち「神に聞き従うよりも、あなたがたに聞き従う方が、神の前に正しいかどうか、判断してもらいたい」（使徒 4・19）とか、「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」（マタイ 22・21）という言葉についても論ずべきであるかも知れない。しかし今はパウロのことばに限って考えてみることにする。

このパウロの言葉に接して私たちは大いに当惑する。この教えが私どものキリスト教についての通念と余りに違うからである。キリスト信者は「この曲った時代」から救い出された者である。「国籍を天にもつ」者である。「神の義を行う」べく世につかわされた者である。そして権力はこの世を代表するものであり、「権力は必ず腐敗する」ものである。私たちは常に権力を批判し、必要があればこれに反抗して、真理と正義のために戦うべきではないのか。ところがパウロは、「上にある権威に従え、あなたの良心のためにも支配者に従え」と言う。それのみか納貢納税のような具体的な義務の履行までも、はっきりと命じているのである。これは一体どういうことであろうか。私たちはこれをどう受け取るべきであろうか。

もちろん、このパウロの言葉に対してはいろいろな解釈がある。たとえば、これはパウロの個人的な考えであるとか、ローマ教会に与えられた特殊な教えであるとか、あるいは後述するようなパウロの言葉そのものをよく吟味して彼の真意を明らかにしようとする試みとか、果ては、そもそもこのようなパウロの考えこそがその後のキリスト教会をして権力に癒着せしめたのであるとして、パウロを全的に否定してしまう人もあるのである。

これらの考え方は、それぞれいちいちもっともな点があると思うが、パウロを新約における重要な福音

証言であると信じ、また、聖書を字義通りに読むことが聖書的であるとは思わないが、聖書を信仰と信仰生活の規範と信じる私にとっては、この程度の説明では説得力がない。「税を納むべき者には税を納めよ」と明確に言われている、その言葉に対して私なりの納得がいかなければ、いま納税を拒むことは私にはできない。「軍事費を納めさせられていることの精神的苦痛をどう処理しているか」という友人の問いに対して、私は「その苦痛も確かに大きいですが、聖書の教えとの矛盾を自分なりに納得できずに、ある事をする精神的苦痛もまた大きいものです」とお答えしたのであった。少なくとも現在は後者の苦痛のために、軍事費納入拒否の運動に参加はしないでいる。

さて少しくパウロの言葉そのものについて考えてみよう。まず聖書協会訳（口語、文語とも）の「権威」という語だが、この日本語はいかにも権威が神の絶対的権威を表しているような印象を受ける。従って、それへの服従は神そのものへの服従であるという理屈になるが（事実それが長い間この句に対する解釈の大勢であった）、この権威と訳された語は決してそういう意味の語ではなく、前掲のリビング・バイブルが明快に訳出しているように「政府」とか「地方官憲」、もっと平たく言えば「お役人」という程の世俗権力を言う語だという。パウロはそういう世の中の権威はすべて「神によって立てられたものである」と言うのである。

このことには二つの含意があるように思われる。一つは、この世の権威、すなわち政府その他の政治機構は神の立てられたもので神ではない、従ってそれへの服従は必ずしも常に神への服従と重なるとは限らないということ。二つには、それにもかかわらず、この世の権威に従えと言われる時の、その世俗権力はどんな権力もということになる、ということである。それはキリスト信者として良心的にどうしても服従することができない権力も含むのである。軍事費の納入を求める政府、人権を権力維持の道具に使うような政府、賄賂と陰謀で成り立っているような政権にも服従せよというのである。事実パウロは、皇帝礼拝を強制し、精神の倒錯した独裁者が恐るべき迫害の炎を燃え上らせようとしていた、その前夜に、すべての世俗権力に服従せよと命じたのであった。

この二つの含意は5節の次の言葉にもあらわれている。「だから、ただ怒りをのがれるためだけではなく、良心のためにも従うべきである。」キリスト信者の権力への服従は「良心のため」である、リビング・バイブルによれば「そうすべきこと、すなわち政府の法律に従うべきことは、あなたがた、すなわちキリスト信者たるものは、よく知っている」のである。たとえ不正の権力であれ、たとえ悪法であれ、「神によらない権威はない」のであるから、信者はこれに従うべきである。しかし同時に、その服従は「良心のため」、すなわちその服従の根拠は良心にあるのである。換言すれば、この服従の中には、良心に反して服従することはできないという、権力に対する批判が留保されている。

次に、私は同様のことを7、8節にも読みとることができるように思う。ところでその前に、段落のとり方のことだが、大ていの訳、いやネストレ（26版）や国際版のギリシア語聖書刊本でも、7節と8節の間に段落を置いている。そして13章1節から7節までは支配者への服従を教えるもの、そして8節から10節までが隣人愛を教えるものと解するのが普通のようなものである。しかし私はニュー・イングリッシュ・バイブルや、前掲のリビング・バイブルのように、7節と8節は一つのことを言っているものとして続け、

1節から10節を一つのまとまりとして理解するのがよいと考える（NEB‘LVともに二つの段落にしているが）。

すべての人に対して義務を果たしなさい。税金を払い、しかるべき人には敬意を表しなさい。誰からも債務の請求をされることのないようにしなさい。互いに愛しあうという負債は別だが。隣人を愛する人こそ、律法の請求をすべて払いきった人なのです。（NEBによる）

パウロはこの世の支配者への服従のあり方として、誰にも一切負債を負うなと言う。政府に対しては市民としての義務をすべて果たせ、所得税も通行税も払え、「神の立てた」制度の中で尊敬をもって遇せらるべき人には、きちんと尊敬の態度をもって接しよ、とに角誰にも負い目をもたぬようにせよ、と勧めるのである。その通りなのだが、いったいパウロはどのような意図と気持でこう言っているのであろうか。私はここの全体の雰囲気から彼の強い抵抗の姿勢を感じざるを得ないのである。『NTD新約聖書註解』のローマ書（アルトハウス）の邦訳者杉山好氏は、ここの所の註解に注記して「かなめになるギリシア語の軽妙な語呂合わせと、たたみかけるような口調とに、かすかなユーモアをのぞかせながら、そうパウロは説き勧めるのである」と言っておられるが、まことにその通りだと思う。自らローマの市民権をもつ者とはいえ、ローマの官憲からしばしば苛酷な処遇を受けてきたパウロが、税金を納めるという外面的な行為にとどまらず、役人に対して敬意を払うことまでして、権力に対する借りを残らず払いきろうというのである。ひとりの小さな市民が、目もくらむような絶大な権力を前にして、これは何というしたたかな抵抗の姿勢であろうか。パウロの独立自由の精神が躍動しているではないか。

ローマ書13章のパウロのことばは、キリスト教と国家権力との関係を考える時の基本的なテキストと考えられている。キリスト教と国家というような、大きな、難しい問題は私などにはとてもわからないが、以上述べてきたパウロのことばの二つの含意は、その後のキリスト教の歴史の中にもはっきりとあらわれていると思う。たとえば、いま私どもはポーランドの労働者たちの自由を求める動きを、いつソ連の介入によって挫折させられないかを恐れつつ、かたずを呑んで見守っているが、私はつくづく彼らの強さ、執拗さに敬服する。とても私ども日本人はあのように戦えないのではないかと思う。あれはどこから来るのであろうかと考えると、それはやはり西欧、とくに中世の政治思想の特質だといわれる「抵抗権」に由来すると言うべきではないかと思う。「神によらない権威はない」と、どこまでも地上の権力を恐れ、尊びつつ、しかもそれは神が「立てた」ものに過ぎないとして、それに対する抵抗の権利を留保する。こうした抵抗権の思想なくして、あのように粘りよく交渉に交渉を重ねて権利を獲得していく戦いは、なかなかできないものであらうと痛感するのである。

「ただ怒りをのがれるためだけではなく、良心のためにも従う」という服従は、良心の王国を築くことである。内面の世界をもつことである。それによって地上の国と神の国、国家と教会という並立する権威に、両極の間に生ずる強い緊張をはらみながら、前者にも積極的に服従することができるのである。私どもの憲法（第19、20条）の「思想及び良心の自由、信教の自由」の規定が、これに基づくものである

ことは言うまでもない。

先に見たように、NEBもLVも6節で区切って、10節までを二つの段落にしているが、内容的には私は1節から10節までを一つのまとまりと理解したいと思う。そう読むと、パウロは「上に立つ権威に従え」という勧めの根拠を、8節以降に明言しているように、愛に置いていることがわかる。批判精神と抵抗の倫理を内包する地上権力への服従の根拠は愛である。「誰（たとえいかに悪しき権力者であっても）に対しても悪意をもたない愛」、「悪人に手向かわず、敵を愛する」（マタイ5・39、44）、その愛である。「自分自身を愛するように隣り人を愛する」愛である。なぜなら「これがあなたがたが必要とする唯一つの法律」（10節、LV）だからである。

パウロはこの愛のゆえに、自分にとっての法律はこの愛の法律以外にないと断言するほど厳しく、この世の法律を批判し、それに抵抗しながら、進んで税を納め、お上に対して敬意を表したのであった。それは彼の師イエスも同様であった。彼は「もし占領軍の兵隊のひとりが、あなたに彼の荷物をかついで1キロ行けと命じたら、2キロ行ってやりなさい」（マタイ5・41、TEVによる）と言って、不法に対する激しい抵抗を秘めながらも、敵をも愛する愛をもって「悪人に手向かうな」と教えたのであった。

彼らの弟子内村鑑三の場合も全く同じであった。彼は義戦論から非戦論に転じて日露開戦に反対したが、その非戦論に感激して徴兵と軍事費納税を拒否しようとした斎藤宗次郎に対して、次のように説いている。

今回君の兵役を拒み納税を拒むの件。真理と真理の応用を混同してはならない。まず君のこの決心実行の結果を考えるのに、第一に君自身の不運、第二に家族同志らの迷惑を来すは当然である。これのみならば左程重大なことではないが、第三に聖書の曲解たるを免れない。ここに至っては非常な大問題である。……これを断行して友人と家族に迷惑をかけ、苦難を与えるは、実に愛の精神なきものであり、甚だしき無慈悲のことである。それゆえ、君がどうしてもそれを実行したいのならば、このことは全く人に告げず、人に問わず、友にはからず、その関係の及ぶところを充分に察して、あらかじめこのため備えをなし、責任を自分一人で負うて行うべきである。（斎藤宗次郎「花巻非戦論事件における内村鑑三先生の教訓」）

力をつくして反対したにもかかわらず一と度開戦となると、「戦時に非戦論を唱えるような非情な態度をとってはならない、兵役に服すべき者は進んで兵役に服し、納むべき税は納めよ、そして愛する者を失った寡婦や遺児を慰め、キリストの心を心として祈りと愛をもって平和の回復に努めよ」（戦時における非戦主義者の態度）と勧め、ついには

逝けよ、両国の平和主義者よ、行いて他人の冒さざる危険を冒せよ。行いて、なんじらの忌みきらうところの戦争の犠牲となりて倒れよ。戦うも、敵を憎むなかれ。そは敵なるものは今はなんじになければなり。ただ、なんじの命じられし職分を尽くし、なんじの死の、贖罪の死たらんことを願えよ。人は

なんじを死に追いやりしも、神は天にありてなんじを待ちつつあり。そこに、敵人と手を握れよ。ただ死に至るまで平和の祈願をなんじの口より断つなかれ。（非戦主義者の戦死）

とまで言っている。何という深刻な愛であることか。

この内村の態度について、阿部知二氏はその著「良心的兵役拒否の思想」（岩波新書）の中で、「このような、良心的戦死ともいべきものの宣言は世界にも類を見ないであろう」と言い、これを西欧の良心的兵役拒否とくらべて、

信仰のためには死をもかえりみぬ、ということでは同じだといえるが、しかし西洋の場合には、どこまでも「拒否」をつらぬき通すという線に立つものであり、この内村の場合には無抵抗に徹して服従し贖罪の死をとげるということであり、ここでは拒否の線とはまったくちがったものとなっている。

と、分析し、さらに

それは、残念であるが否定的な性格を多かれ少なかれもつものであることは避けえないのである。というのは、服従は服従であり、たとえどのような崇高な宗教心・倫理感にもとづくものであろうと、戦争への参加は参加である。そのような義人の殉教によって、戦争をこととする国家体制が覚醒し反省するということは望みえない。……私たちは、内村の思想が国家への屈服であるとは、けっしていわないのであるが、そこに何らかの矛盾が含まれていたことは見ないわけにゆかない

と評している。私は氏の言われる通りだと思うが、ただ内村の思想の「否定的な性格」を、西欧とちがう日本人の国家権力観や近代的自我の欠如などにだけ帰することができるだろうか。むしろ私は、氏の言う「何らかの矛盾」を、ローマ書13章のパウロのことばを読んだ時に感ずる「当惑」と同質のものと感じざるをえないのである。そしてこの感じを私がかもっている限り、私は良心的に軍事費のための納税拒否ができないのである。

余計なことながら、私はこのような内村の態度を「非体制」と呼びたい（私はかつて私の恩師山本泰次郎について「先生は、反体制的無教会人でさえも珍重する「岩波文化」を全く無視する程に非体制的であられた」と書いた）。内村の生涯を見れば明らかなように、非体制をつらぬくことは、反体制をつらぬくよりずっと難しい。そして言うまでもないことながら、パウロもまたひとりの非体制人であった、というのが私の考えである。

さて最後に、少しく具体的に私の考えと態度を申し述べることにする。それをしないと、軍事費拒否の運動を通して平和のために働いている友の友情に応えることにならないだろう。

私は以上のような理由から、少なくとも現時点においては、納税拒否をしない。私たちの納めた税金の一

部が直接に軍隊の維持のために使用されることには、もちろん反対である。

それではこの運動の原型である「良心的兵役拒否」に対してはどうか。この制度はもちろん国家による強制徴兵とともに生まれたものであるから、現在の日本には直接関係はない。しかし此の頃の世の中の動きを見ていると、将来日本に徴兵制が施行される可能性は大いにある。そのときどうするか。私は個人的には兵役拒否をしたいと思っている。これは私がいま納税拒否をしない理由から考えれば首尾一貫しない。戦術的意図がない限り、納税拒否をしないのなら兵役拒否もすべきではない。これは大きな矛盾なのだが、ささやかな軍隊体験から再び兵役に就くことだけは、どうしても耐えられない思いがする。それゆえ今の私は少なくとも決して徴兵制を復活してはならないと思う。そうならぬためにこそ納税拒否をと言われたら、私には答えようがない。矛盾だと言われても、フガイないと言われても、ノンビリしすぎていると言われても、これが今の私の偽らない気持である。

いまの私にできることは何か。余りの無力が悲しい。ただ若い友人たちがあの軍隊体験をしなければならぬような事態にならないよう、自ら平和に生き、彼らもまた平和の人になってくれるよう祈るのみである。軍隊と戦争で国を守ることなど決してできないのだということを、きょうもあしたも彼らに語りつづけよう。

(所載) 『テコア通信』第118号、1981年2月